

「将棋のまち高槻」 ヒストリー動画制作委託業務 募集要項

令和 7 年 5 月

高槻市 街にぎわい部 将棋のまち推進課

【目 次】

第1 趣旨	P 1
第2 業務概要	P 1
第3 業務の所管課	P 1
第4 業務実施事業者の選定方法等	P 1
(1) 事業者の募集及び選定方法	
(2) 審査方法	
(3) 審査基準	
第5 応募資格	P 2
第6 応募の手続き	P 2～5
(1) 募集等のスケジュール	
(2) 質問と回答	
(3) 応募方法と提出書類	
(4) 企画提案書の作成・提出等	
(5) 書類審査の実施	
(6) ヒアリングの実施	
(7) 審査結果の発表	
(8) 失格事項	
第7 その他留意事項	P 5

第1 趣旨

高槻市は「将棋のまち」として、全国の自治体で初めて、公益社団法人日本将棋連盟と包括連携協定を締結し、本協定に基づき、これまで各種取組を進めるとともに、令和6年12月には、関西将棋会館の移転オープンを迎えた。

本業務は、その歩みを記録するとともに、将棋文化の振興と「将棋のまち高槻」の更なる認知度向上に資するため、ヒストリー動画を制作することを目的とする。

第2 業務概要

- ・業務名：「将棋のまち高槻」ヒストリー動画制作委託業務
- ・期間：契約締結日～令和7年10月31日（金）
- ・提案金額の上限：1,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・業務内容：別紙「仕様書」のとおり

第3 業務の所管課（問合せ・必要書類の提出先）

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市 街にぎわい部 将棋のまち推進課

電 話：072-674-7399

FAX：072-674-7721

第4 業務実施事業者の選定方法等

（1）事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により実施する。

（2）審査方法

関係職員により構成する選定委員会において、資格審査、書類審査、ヒアリングを通じて、業務実施事業者を決定する。

なお、公正を期すため、提案者を原則匿名にして審査する。

また、提案者が1者の場合も、選定委員会によるヒアリングを実施し、本業務を履行する能力を有するか審査する。

（3）審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

- ① 事業者の業務実績（10点）
- ② 業務の実施体制（10点）
- ③ 企画提案の内容・効果〔理解度〕（20点）
- ④ 企画提案の内容・効果〔企画力〕（45点）
- ⑤ 業務の組み立て及びスケジュール（10点）
- ⑥ 業務に係る予算の妥当性（5点）

第5 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる全てに該当しない者とする。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ・ 市の指名停止の措置を受けている者
- ・ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
- ・ 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者
- ・ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
- ・ 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体
- ・ 令和7年4月1日現在において、引き続き2年以上営業を行っていない者

第6 応募の手続き

（1）募集等のスケジュール

募集等のスケジュールは以下のとおり。

項 目	令和7年度 日程
募集要項の公表（募集開始）	5月12日（月）
質問の受付期間	5月14日（水）～20日（火）午後5時
質問に対する回答	5月27日（火）まで
応募登録申込書・誓約書・添付書類 ・ 企画提案書の締切	6月10日（火）午後5時まで
書類審査の結果通知	6月17日（火）頃
応募事業者ヒアリングの実施	6月27日（金）
審査（選定委員会）	
事業者の決定	7月2日（水）
契約の締結	7月初旬を予定

※ ただし、応募提案者数によっては、日程を変更する可能性あり。

（2）質問と回答

本企画提案に係る質問については以下のとおりとする。

① 受付方法

- ・ 質問書（所定の様式第3号）に質問事項（仕様書の該当するページ番号や項番、質問内容）を記載し、本市ホームページ内の本募集要項掲載ページ下部にある「お問い合わせフォーム（簡易電子申込サービス）」から提出（送信）すること。
- ・ お問い合わせ内容の欄には「『将棋のまち高槻』ヒストリー動画制作委託業務（質問）」と明記し提出（送信）し、提出後は必ず所管課へ電話による着信確認を行う

こと。

② 受付期間

5月14日（水）～20日（火）午後5時まで（必着）

③ 回答方法

- ・寄せられたすべての質問に対する回答を5月27日（火）までに、本市ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
- ・質問を行った事業者名は公表しない。また、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者のみへEメールにて回答する場合があるほか、意見表明と解されるもの等については回答しない。

（3）応募方法と提出書類

応募する者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて、提出期限内に提出すること。

必要な提出書類は以下のとおり。

名称	様式等	提出期限
① 応募登録申込書	様式第1号	6月10日(火) 午後5時必着 (期限厳守)
② 誓約書	様式第2号	
③ 添付文書 ※ <u>入札参加資格者名簿に登載されている応募者は添付書類の提出は不要</u>	ア 応募者の定款及び役員名簿 イ 登記事項証明書（写し可） ウ 印鑑証明書（写し可） エ 応募者の直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等） オ 納税証明書の写し カ 応募者の概要書（会社案内等） ※ <u>添付書類ア・エ・カの様式は自由</u> ※イ・ウは募集要項公表日から1か月以内に取得したもの、オは直近のものとする。	
④ 委任状	様式第10号 ※ <u>契約に関する権限を委任する場合のみ提出</u>	
⑤ 企画提案書	様式第5～9号、企画提案部分・見積書等については任意様式	

※①の申込書提出後に参加を取りやめる場合は速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

（4）企画提案書の作成・提出等

以下および別紙「仕様書」を参照のうえ、企画提案書を作成・提出すること。

企画提案書の構成、書式等

① 企画提案書の構成は以下のとおりとする。

- ・企画提案書（様式第5号～第9号を含む。企画提案部分は任意様式）

- ・見積書（任意様式）
- ・その他参考資料（補足資料、過去の業務における成果品等）

以下の項目に関しては、別添の各様式（様式第5～第9号）を使用して作成・提出すること。

ア 主要業務・同種業務の実績について（様式第5号）

本業務の実施にあたり、有用となると判断される提案者の主要業務・同種業務の実績を、それぞれ最大5つまで挙げるとともに、貴社のアピールポイントについて記載すること。

イ 本業務の実施体制について（様式第6号）

提案者及び関係機関等を含めた業務実施体制を模式図にて示すこと。提案者の社名については記載しないこと。（「弊社」等とする）

ウ 本業務の総括責任者及び担当者の主要業務実績等（様式第7号）

総括責任者を明示するとともに、担当者の実務経験、主要業務実績等について記載すること。また、本業務の期間中における全勤務時間のうち本業務が占めるおおよその割合についても記載すること。

エ 企画提案の概要（様式第8号）

企画提案の概要を一枚で簡潔に記載すること。

オ 実施スケジュール（様式第9号）

おおよその実施スケジュールを記載すること。

② 企画提案書の書式は以下のとおりとする。

- ・原則として全てA4判の用紙を用い、片綴じ、片面横書きとし、通し番号（ページ数）を付すこと。
- ・表紙の記載項目は、件名「『将棋のまち高槻』ヒストリー動画制作委託業務」とし、提出の日付を記載すること。なお、正本のみ提案者名を記載すること。
- ・匿名で審査するため、正本の表紙以外は、提案者名を記載しないこと。
- ・企画提案書の提出部数は、正本1部、副本10部とすること。

作成上の注意事項

- ① 企画提案書は、提案者が有するノウハウや資源を最大限活用し、市が行う事業を効果的・効率的に行う提案を求めるものであり、仕様を確定させるものではない。また、当該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものでもない。
- ② 具体的な仕様・実施内容は、実施事業者決定後に提案書の内容を反映しながら受託者と協議のうえ、決定する。

（5）書類審査の実施

6社以上応募の場合、提出された企画提案をもとに書類審査を行い、最大5社をヒアリング対象として選定する。

書類審査を実施した場合は、令和7年6月17日（火）頃までに選考結果を通知

し、書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングの詳細を連絡する。

(6) ヒアリングの実施

書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングを令和7年6月27日（金）に実施するので必ず参加すること。

時間、場所、持ち時間等の詳細は、事業者が確定後、別途通知する。

(7) 審査結果の発表

7月2日（水）に文書にて結果を送付する。

なお、結果に関する質問の受付は行わない。

(8) 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ・その他不正行為があった場合

第7 その他留意事項

- ・応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- ・応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ・応募書類及び追加資料は、「高槻市情報公開条例」に基づき公開することがある。
- ・契約に当たっては、企画提案時に提出された見積書に記載の金額（税込み）にて随意契約を行うものとする。
- ・受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- ・応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- ・応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、選定結果の公表など市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で利用できるものとする。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。
- ・個人情報については、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理する。なお、目的外利用をすることは一切ない。